

杉並区議会議員期末手当返還請求事件 (住民訴訟)

訴 状

2016 (平成28) 年5月26日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 奥山妙子

(166-0003 東京都杉並区高円寺南3-62-10 小鈴荘 03-3315-2155、
090-9147-8383)

被告 東京都杉並区代表者区長 田中良

(166-0004 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所)

請求の趣旨

- 被告は、前杉並区議会議員・大泉時男氏の相続人の一人である大泉宣子氏に対して2015年3月13日付で支給した同年3月分期末手当12万9564円の返還、および2015年3月13日の翌日から支払い済みまで民法所定の利息を支払うように請求せよ。
- 被告は、田中良氏もしくは本件支出に権限のある職員に対して、12万9564円を支払うように請求せよ。
- 被告が前杉並区議会議員・大泉時男氏の相続人の一人である大泉宣子氏に対して支給した12万9564円の返還、および2015年3月13日の翌日から支払い済みまで民法所定の利息返還の請求をすることを怠ることは違法であることを確認する。
- 訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 原告は、肩書き地に居住する住民である。
- 被告は、東京都杉並区代表者区長 田中 良氏である。
- 相手方の一部は、本件支出に権限を有して関与した杉並区の職員らである。

第2 住民監査請求結果の前置

前杉並区議会議員・大泉時男氏は、2015年2月4日に死亡した。被告は同年3月13日に上述の期末手当を支給した。

原告は、2016年3月9日付で杉並区監査委員に住民監査請求をしたが、監査委員は、支出負担行為及び支出命令の日付に関して請求期間1年の徒過を理由にその一部を却下。また条例制定における議会の裁量権の濫用や逸脱はないとして請求の一部を棄却した（いずれも結果日付の記載なし）。原告はその結果通知を同年4月27日に郵便で受領した。

第3 原告の主張論拠と本件提訴

1. 期間徒過との判断には根拠がない

（1）支出負担行為等の時期は、そもそもありうべからざる違法な支出を知った後に遡って調査することで初めて判明するものであるから、それを起点理由とした却下には根拠がない。

（2）「怠る事実」の請求には期間制限がない

地方自治法242条1項は財務会計上の行為については1年を経過したときは監査請求をすることができないものと規定しているものの、怠る事実についてはこのような期間制限は規定されておらず、住民は怠る事実が現に存する限りいつでも監査請求をすることができる。よって、原告は請求の趣旨3につき地方自治法第242条の2第1項3号に基づき、違法確認を求めるものである。

2. 議会の条例制定の裁量権は無限定ではない

（1）地方自治法203条は、報酬支給について「支給しなけれならない」とする一方、同条3項において「期末手当を支給することができる」としている。なお両者とも生活給の意味合いは一切ないことは、判例でも確認されている。

（2）期地方自治法203条第3項（普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し～」とあり、議員に対して支給するべきものとされている。その点で、死亡した議員に支給することを折り込んだ「杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」は違法であり、議会の条例制定権を濫用・逸脱している。

3. 本件支出に権限を有して関与した杉並区の職員らにも責任を請求する

当区においては、この数年の間、報酬支給の在り方について、議会での追及や住民監査請求及び住民訴訟がいくつも提起され、遅ればせながら条例改正がなされてきた経緯がある。そういう背景があるので、本訴訟では、漫然と支出した職員の責任も問う。

《証拠書類》

甲第1号証　原告が2016年4月27日付で受領した杉並区監査委員による「杉並区職員措置請求監査結果結果（区議会議員の期末手当に関する住民監査請求）平成28年4月」の通知（原本あり）

その他、口頭弁論において、必要に応じて主張する。

以上